

## よくある質問（交付申請時）

Q1 どのような場合に補助を受けることができますか？

A 市内に居住している又は、今後市内に居住する**個人の方**が設備を**購入**し、市内にある**自身が居住する戸建住宅**に設置する場合に補助を受けることができます。

（リース等で導入時に所有権が申請者がない場合、**一部でも事業に用いる場合**、申請者が**個人でない場合**等については**補助対象外**です）

Q2 他の補助金との併用は可能ですか？

A 国、県等の他の公的な補助と併用できます。ただし、同一事業で四日市市から他の補助金の交付を受けている場合は、この補助金を受けることはできません。

Q3 いつまでに申請を行えばいいですか？

A **工事着工の二週間前**までにご申請いただくようご協力をお願いします。工事を始める前に申請書の提出を終えて市から補助対象として認められている必要があります、その手続きに二週間ほどお時間をいただくためです。既に工事が始まっている場合や導入済みの設備については補助の対象とすることができませんのでご注意ください。

（ZEHであれば基礎工事の着工前、それ以外の申請設備の場合は取付工事前の申請が必要です）

Q4 ZEHの太陽光パネルについて、リースやオンサイトPPAのように所有が申請者とならない場合ZEHとしての補助を受けることはできますか？

A 補助金の交付対象となる設備は、自己が所有するものに限ります。ZEHには発電エネルギーと消費エネルギーの比率が一定の基準を超えているという要件があるため、そのZEHの要件を満たすための設備が自己所有でない場合、ZEHを所有しているとは判断できないため**ZEHとしては補助を受けることはできません**。

Q5 ZEHにはNearlyZEHも含まれますか？

A **NearlyZEHは含みません**。ただし、太陽光発電設備+HEMSというように個々の設備分は申請できます。一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であることをZEH取り扱いの基準にしているため、ゼロエネ相当の基準を満たさないNearlyZEHは補助対象のZEHには含まれません。

Q6 補助対象設備が設置されている住宅を購入する場合、申請対象となりますか？

A 対象となりますが、未使用である必要があります。

なお、戸建て等の既設住宅（ZEH）や補助対象設備が設置された既設住宅を購入する場合には、補助対象設備が設置されてから誰の居住に供されたことがなく、かつ、設置後一年を経過していないことを本補助金における未使用の条件としています。